

丹波篠山市認知症対策会議 委員公募要項

1. 委員会等の目的

認知症対策の総合的な展開のための多様な意見を聴取するとともに、関係者間の連携強化を図り、もって認知症のある方が尊厳を保ち家族とともに安心して暮らすことのできる地域づくりを進めるため認知症対策会議を設置し、丹波篠山市附属機関等の委員の公募に関する条例に基づき、委員の公募を実施する。

2. 協議内容

- (1) 認知症及び認知症予防の正しい知識と理解の普及啓発に関すること
- (2) 認知症の早期発見と早期治療の支援に関すること
- (3) 認知症関係機関のネットワーク構築に関すること
- (4) その他認知症対策の推進について必要な事項に関すること

3. 募集内容

- (1) 募集人数 2 人
- (2) 応募資格 18 歳以上で市内に在住の認知症のある方やその家族
ただし、次のいずれかに該当する方は除く。
 - ・市議会議員又は常勤の公務員
 - ・本委員会の公募委員の再任となる方
 - ・本市の他の附属機関等の公募委員
- (3) 応募方法
別紙申込書（様式第 1 号）に必要事項を記入し、下記テーマに関する小論文（任意様式で 800 字以内）を添付のうえ、郵送、持参、または電子メールでご応募ください。
【小論文テーマ】「認知症のある方が安心して暮らせるために大切なこと」
- (4) 申込期間 令和 8 年 4 月 21 日（火）から令和 8 年 5 月 22 日（金）まで
※市役所窓口、土、日、祝祭日を除く 9 時 00 分～17 時 00 分まで受付
- (5) 選考方法
応募申込書及び小論文の内容を審査し、丹波篠山市附属機関等の委員の公募に関する条例第 6 条の規定により選考します。
- (6) 報酬 日額 4,000 円

(7) 任期 委嘱した日から2年間

(8) 委員会の開催予定

年間2回程度開催予定、主に平日の昼間開催

(9) 注意事項

①受理した書類は返却しません。

②提出された書類に虚偽の記載が認められた場合は、委員就任後であっても委嘱を取り消す場合があります。

③委員は市政に対する特別な地位が与えられるものではなく、その地位を政治、営利又は宗教上の目的に利用することはできません。また委員として知り得た秘密を漏らしてはいけません。

(10) 問い合わせ及び提出先

〒669-2397 丹波篠山市北新町 41 番地

丹波篠山市保健福祉部 長寿福祉課 高齢支援係

電話：079-552-5346（直通）

電子メール：chojufuku_div@city.sasayama.hyogo.jp

4. 委員の選考方法及び選考基準

提出された書類に基づき、丹波篠山市附属機関等の委員の公募に関する条例第6条の規定により選考します。結果は本人宛に通知します。